特別清算終結

平成２１年（ヒ）第８号
埼玉県さいたま市浦和区高砂２丁目12番12号
清算株式会社　株式会社あづま興業
代表清算人　平山　稔子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２０年（ヒ）第２０７８号
東京都葛飾区東新小岩２丁目13番８―103号
清算株式会社　葛飾商事株式会社
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ヒ）第２１２９号
東京都新宿区西新宿３丁目20番２号
清算株式会社　株式会社マジオク
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０５２号
東京都千代田区神田淡路町２丁目13番地４
清算株式会社　東機材株式会社
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成１８年（ヒ）第２０７７号
東京都目黒区鷹番２丁目14番２号
清算会社　株式会社城西管財
代表清算人　山口　　治
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、本協定認可確定後２月以内に、各債権者に対し、元本債権及び開始決定日までの利息並びに遅延損害金のうち金10万円以下の部分については全額、10万円を超える部分については4.5％相当額（１円未満切り上げ計算）を、清算会社本社にて支払う（但し、債権者が送金を希望する場合には送金する方法により支払うものとし、その際の送金手数料は清算会社の負担とする）。具体的支払額は別紙の配当額一覧表記載のとおり。
2　清算会社は、各債権者が前項記載の支払金を弁済したときに、その余の債権全額について免除を受ける。
3　第１項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が第１項の弁済の後にした残債権放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
4　公租公課、これに準ずるもの及び清算事務に必要な経費は優先して支払う。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２１年（ミ）第１号
東京都中央区日本橋室町１丁目８番６号
更生会社　株式会社クリード
1　議決権行使の方法　書面投票による行使
2　投票期間　平成21年７月21日から平成21年８月27日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月17日
平成21年７月15日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２１年（再）第５号
岐阜県多治見市虎渓山町５丁目60番地の９
再生債務者　有限会社一柳商店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岐阜県多治見市本町１―80　校條ビル６階　大岡法律事務所　弁護士　大岡　琢美
平成21年７月14日　岐阜地方裁判所

平成２１年（再）第２２号
名古屋市千種区今池５丁目１番５号
再生債務者　株式会社アバンス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市中区金山１―９―17　金山スズキビル８階　金山総合法律事務所　弁護士　渥美　雅康
平成21年７月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２１年（再）第２号
仙台市宮城野区新田４丁目32番28号
再生債務者　株式会社アームズ東日本
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年９月28日から平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再）第３号
金沢市入江３丁目３番地
再生債務者　株式会社日研技術
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月25日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年９月30日から平成21年10月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２１年（再）第５号
福岡市南区大楠１丁目31番12号
再生債務者　田吉土建株式会社
代表者代表取締役　田中　吉法
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月24日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年10月６日から平成21年10月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定

平成２１年（再）第１号
北海道滝川市明神町３丁目１番15号
再生債務者　株式会社千田組
1　決議に付する再生計画案　平成21年６月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票
3　再生計画案に対する回答期間　平成21年８月17日まで
平成21年７月13日　札幌地方裁判所滝川支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第２８号
愛知県西尾市中畑２丁目53番地
再生債務者　スズキ鋳鉄工業株式会社
1　決議に付する計画案　平成21年６月19日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成21年８月21日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成21年８月14日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月７日
平成21年７月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２０年（再）第１号
徳島市寺島本町西１丁目61番地
再生債務者　株式会社石原
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月13日　　徳島地方裁判所民事部

再生手続終結

平成１７年（再）第１号
金沢市粟崎町４丁目78番28号
再生債務者　峰和土木株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成21年７月10日　　金沢地方裁判所民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

平成２０年（再イ）第１９２５号
東京都江東区枝川３―９―10―830
再生債務者　小林　　悟
1　決議に付する再生計画案　平成21年７月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成21年７月30日まで
平成21年７月16日
東京地方裁判所民事第20部